

墓地等の設置・施設基準

1 墓地の設置場所

- (1) 国県道その他重要な道路、鉄道、河川から50メートル以上隔てること。
 - (2) 人家等ふくそう地より200メートル以上の距離を有すること。
 - (3) 土地は高燥な所を選び、湿潤な所を避けること。
 - (4) 飲用水が汚染されるおそれのない所であること。
- ※ (1)及び(2)の距離については、村長が地勢の状況により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

2 墓地の施設基準

- (1) 境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。
- (2) 墓域内1区画の面積は、原則として6.6平方メートル以内とすること。

3 納骨堂の設置場所・施設基準

寺院の境内、墓地の区域等その場所及び施設が公衆衛生並びに宗教的感情に適合させること。

4 火葬場の設置場所

- (1) 国県道その他重要な道路、鉄道、河川から300メートル以上隔てること。
 - (2) 人家等ふくそう地より500メートル以上の距離を有すること。
- ※ (1)及び(2)の距離については、村長が地勢の状況により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

5 火葬場の施設基準

- (1) 周囲は塀さく又は樹木をもって囲むこと。
- (2) 火葬炉は、不燃質物を使用し、完全に燃焼する構造とすること。
- (3) 市街に接続する地にあつては、ばい煙又は臭気が人家に及ぼさない処置をすること。

6 経営者の講ずべき措置

墓地等の経営の許可を受けた者は、墓地等を清潔に保つとともに、納骨堂又は火葬場にあつては、次の各号に掲げる事項を明示した標札を施設の見やすい箇所に掲げなければならない。

- (1) 経営許可年月日
- (2) 納骨堂又は火葬場の名称、所在地
- (3) 納骨堂又は火葬場の経営者の住所、氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の職氏名）